



災害があつたときには、自らの身は自らが守る『自助』が基本となりますが、自分たちの地域は自分たちで守る『共助』も大変重要です。  
今号では、12月1日から始まる『登別市災害時要援護者避難支援プラン（制度）』についてお知らせします。

## 登別市災害時要援護者避難支援プラン （災害時要援護者避難支援制度）が始まります

### 登別市災害時要援護者 避難支援プラン（制度） とは

災害が発生したとき、市は各部署で、あらゆる災害対応業務を行つていきます。

しかし、大規模な災害や広域的な災害が発生したときには、公的支援には限界があります。

災害が起きたときには、自らの身は自りで守る『自助』が基本となりますが、自分たちの地域は自分たちで守る『共助』を地域ぐるみで取り組むことも重要です。

『登別市災害時要援護者避難支援プラン（制度）』は、災害時に家族などからの支援を受けることが困難で、何らかの助けが必要な高齢者や障がいのある方などの『災害時要援護者』を、町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、『地域支援者』などが、市や防災関係機関と連携して支援する制度です。

### 災害時要援護者とは



『災害時要援護者』とは、在宅で生活する次のような方で、災害が発生したときや災害が発生する恐れがあるときに、家族などからの支援を受けることが困難で、避難するための支援など何らかの助けが必要な方です。



- 高齢者
- 介護保険の要介護認定者
- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい者
- 乳幼児や妊産婦
- 日本語に不慣れな外国人
- そのほか、疾病などで支援が必要な方



### 地域支援者とは



『地域支援者』とは、災害時要援護者と普段からコミュニケーションを図り、災害が発生したときや災害が発生するおそれがあるときに情報を伝えたり、安否確認や避難支援などを行ったりしていただく方です。

なお、災害時には、地域支援者も被災者になることも考えられますので、地域支援者は、自らの安全を確保した上で、できる範囲で支援をしていたり、支援助け活動について法的な責任や義務を負うものではありません。